

○長門市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）の地域クラブ活動に関する認定制度（以下「認定制度」という。）に基づき、市として地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(認定要件)

第2条 認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 主な活動場所が市内であり、原則、市内に住所を有し、長門市立学校条例（平成17年長門市条例第159号）に基づく中学校に在籍する生徒で編成していること。
- (3) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (4) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (5) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (6) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (7) 適切な運営体制が確保されていること。
- (8) 学校等との連携が適切に行われていること。

2 前項各号に掲げる認定要件を満たしているか否かについては、次条に規定する申請書類により市長が判断する。

(認定申請)

第3条 認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の運営団体が各実施主体の申請をとりまとめて、認定地域クラブ活動誓約書兼申請書（別記様式第1号。以下「誓約書兼申請書」という。）、認定地域クラブ活動認定要件確認書（別記様式第2号）及び誓約書兼申請書の別紙に記載のある添付書類を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、申請内容を審査するため、申請を行った地域クラブ活動の運営団体・実施主体（以下「申請者」という。）に必要な書類の提出等を求めることができる。

（認定手続）

第4条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ申請内容を審査し、第2条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

2 市長が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第2条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。

（認定又は不認定の通知）

第5条 市長は、前条第1項の規定による認定をしたときは、認定地域クラブ活動認定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、認定地域クラブ活動不認定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（認定の有効期間）

第6条 認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の年度末までとする。

（変更の届出）

第7条 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに認定地域クラブ活動変更の届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第8条 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに認定地域クラブ活動休止の届出書（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（認定取消しの届出）

第9条 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（別記様式第7号）により市長に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- （1）不正な手段等により認定を受けたとき。
- （2）指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- （3）認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 市長は、第1項の規定により認定を取り消したときは、認定地域クラブ活動認定取消通知書（別記様式第8号）により、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体に通知するものとする。

（認定地域クラブ活動に対する指導助言及び支援等）

第11条 市長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

2 市長は、認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- （1）生徒・保護者等に対する情報提供
- （2）地域クラブ活動の運営等への公的支援

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

認定地域クラブ活動誓約書兼申請書

[別紙参照]

別記様式第2号（第3条関係）

認定地域クラブ活動認定要件確認書

[別紙参照]

別記様式第3号（第5条関係）

認定地域クラブ活動認定通知書

[別紙参照]

別記様式第4号（第5条関係）

認定地域クラブ活動不認定通知書

[別紙参照]

別記様式第5号（第7条関係）

認定地域クラブ活動変更の届出書

[別紙参照]

別記様式第6号（第8条関係）

認定地域クラブ活動休止の届出書

[別紙参照]

別記様式第7号（第9条関係）

認定地域クラブ活動認定取消しの申出書

[別紙参照]

別記様式第8号（第10条関係）

認定地域クラブ活動認定取消通知書

[別紙参照]